

● 最近、引越しをされたかた

住所を異動されたかたの投票は次のとおりですのでご確認ください。

届 出 の 別	届 出 の 日	投票場所・投票の可否	
		新住所地	前住所地
転入届を出されたかた (他の市町村から転入されたかた)	令和7年4月2日以前	可	否
	令和7年4月3日以後	否	※1可
転出届を出されたかた (他の市町村へ転出されたかた)	令和7年4月2日以前に新住所へ転入届を提出	可	否
	令和7年4月3日以後に新住所へ転入届を提出	否	※2可

※1：投票される時は、前住所地の選挙管理委員会に選挙人名簿登録の有無の確認をお願いします。

※2：投票される時は、箕面市選挙管理委員会に選挙人名簿登録の有無の確認をお願いします。

※3：選挙人名簿に登録されていないかたは投票できません。

※4：箕面市内に在住のかたで、令和7年6月20日以後に市内で転居届を出されたかたは、転居前の投票区(投票所)での投票となります。